

平成17年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成17年6月24日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 諸般の報告について
 - 日程第3 議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第4 議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第39号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第41号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第8 議案第42号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第9 議案第43号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 諸般の報告について
 - 日程第3 議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第4 議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第39号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第41号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第8 議案第42号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第9 議案第43号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 追加日程第1 議案第44号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場建築工事）
 - 追加日程第2 議案第45号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事）
 - 追加日程第3 発議第3号 本巢市農業委員会委員の選任による委員の推薦について
 - 追加日程第4 発議第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
 - 追加日程第5 発議第5号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について
 - 追加日程第6 発議第6号 岐阜県土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する規制強化に対する意見書について
-

出席議員（４８名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鷓飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	臼井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与	溝口義弘	総務部長	土川隆
企画部長	高橋武夫	市民環境部長	島田克広
健康福祉部長	宇野利数	産業建設部長	服部次男
		教育委員会	

上下水道部長 林 賢 一
林 政 部 長 藤 原 俊 一

事 務 局 長 堀 部 秀 夫
代表監査委員 三田村 晃 司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 坪 内 博
議 会 書 記 杉 山 昭 彦

議 会 書 記 今 村 光 男

開議の宣告

議長（白木 健君）

それでは、昨日に引き続きまして、ただいまから本会議を開催させていただきます。

ただいまの出席議員数は48名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号20番 宮脇孝男君と議席番号23番 後藤寿太郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

議長（白木 健君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。

まず、常任委員会から報告をお願いいたします。

委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

6月16日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。委員会には委員全員が出席し、議案説明のため内藤市長ほか関係職員の出席を求め、付託された3議案、議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例について、議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第38号 本巢市非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議長から付託されました2件の意見書、一つ、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について、二つ、地方議会制度の充実強化に関する意見書について、以上について説明を受け、慎重に審議、審査を行いました。以上です。

議長（白木 健君）

次に、産業建設常任委員会の報告を委員長 瀬古孝雄君よりお願いいたします。

瀬古君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

産業建設常任委員会報告をいたします。

6月16日午後1時30分から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設常任委員会を開催しました。委員会には委員全員が出席し、内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、服部産業建設

部長、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求めて委員会を開催しました。

産業建設部関係、部長から西部連絡道路の概要説明を受けまして、用地管理課長から、平成16年度真正工区、糸貫工区の用地買収の状況報告を受けました。真正工区は瑞穂市境から岐阜・関ヶ原線までの部分、72筆、面積 5,280平方メートル、糸貫工区は国道 303号線南 100メートルから見延一色公民館の南側までの部分、30筆面積 7,752平米。

建設課長から、17年度西部連絡道路の事業費は8億 1,500万円、工事施行予定は真正工区では1,000メートル、糸貫工区では900メートルの工事施行に当たり、道路ののり面が土羽での計画であったが、L型擁壁等の検討をしている。

都市計画課長から、(仮称)美濃メガモールの施設及び周辺道路整備の状況報告を受けました。

林政部関係では、部長から、平成16年度緑越事業林道整備災害復旧についての報告を受けました。林道整備事業は大井・能郷線、猪谷林道の2路線の2カ所、林道災害復旧事業は水谷線、折越林道、伊自良・根尾線の3路線、3カ所。

上下水道部関係、部長から、真正第1水源地、真正第2水源地の原水の水質検査結果、フェロシルトが早野地内の砂利採取場の埋め戻しに使用されていたため、報告がされました。引き続き真正浄化センターの概況説明を聞き、その後、現地視察を行いました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

議長(白木 健君)

次に、環境福祉常任委員会の報告を委員長の川村高司君よりお願いいたします。

川村君。

環境福祉常任委員会委員長(川村高司君)

去る6月17日9時より、真正分庁舎3階第1委員会室におきまして環境福祉常任委員会を開催いたしました。委員の出席は、議長を含む12名全員の出席であり、市長、助役、市民環境部長、福祉健康部長、根尾総合支所長など16名の行政関係者の出席を得ました。

議題につきましては、議案第39号、そして第2番目には、平成16年度環境総合調査報告、この結果については、環境は良好であるという内容の説明を受けました。また、10時10分から11時35分までの間、市内の視察を行いました。視察対象は、井ノ口会フレンドリーオリベ及び早野砂利採取処理地についての視察を行いました。そして、当委員会の研修視察等についての資料、協議を行いました。また、一般会計補正予算についての協議も会議の内容として行いました。

報告質疑内容といたしましては、1番目に早野砂利採取処理周辺の地下水の状況、また土砂等の採取結果について、住民への広報活動についての行政側からの報告がございました。また、条例関係の問題としては、祝い金の住民対象、資格についての質問がありました。そのほか、根尾での排水処理の問題、またフェロシルトに絡んで他地域岐阜市での投棄の問題、また該当埋立業者の経過についての説明が当委員会ではありました。

以上の内容について慎重審議を行い、会議を終了いたしました。以上です。

議長(白木 健君)

次に、文教常任委員会の報告を委員長の中野治郎君よりお願いいたします。

中野君。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

文教常任委員長報告。

6月17日午後1時30分から、真正分庁舎において文教常任委員会を開催いたしました。委員会には委員全員が出席し、議案説明のため、内藤市長、高橋教育長、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

資料により、事務局長から本巣中学校改築工事の概要説明を聞きました。全体工期は平成16年8月3日から平成18年3月28日です。平成17年6月15日現在の進捗状況は、全体工事では61%、未成工事では14%の報告がありました。その後、現地視察を行いまして、引き続き一般会計補正予算のうち教育委員会関係の質疑を行いました。

以上、文教常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（白木 健君）

続きまして、特別委員会から報告をお願いします。

環境対策特別委員会の報告を委員長の臼井茂臣君よりお願いいたします。

臼井君。

環境対策特別委員会委員長（臼井茂臣君）

環境対策特別委員会の委員長として報告をいたします。

6月20日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、委員全員と、説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、島田市民環境部長、服部産業建設部長ほか関係職員の出席を求め、開催をいたしました。

皆さん御承知のとおり、東濃の方から本巣へということで、産業廃棄物の問題について新聞等、また議会におきましても資料が届いたということで、急遽私たちも特別委員会を開いたわけでございますが、内容としまして、島田市民環境部長より現在までのフェロシルトについての内容につきまして報告を受けました。内容としまして、6月20日、県から、問題の早野の土地の件ですけれども、現地調査の以来を受け、市職員3名、岐阜地域農林商工事務所より2名、岐阜地域振興局より4名、不適正処理対策室の方が2名で現地の確認をしたわけでございます。同時に13日、地権者に対しての掘削の了解を得ました。同じく14日午後1時から掘削開始をいたし、岐阜地域振興局4名、環境局2名、県公衆衛生検査センターより2名、市原産業より3名の関係者立ち会いのもと、4カ所から約30キログラムを採取し、南側下流域2カ所から井戸水を採取いたしました。同じく16日、早野地区住民に対して、緊急のお知らせのチラシを職員が配付をしたということでございます。内容は120枚ほどでございます。同じく17日午前の環境福祉常任委員会、午後の文教常任委員会において成分検査の公表を、早野地区住民に対しては夕方緊急のお知らせのチラシを配付したということでございます。検査の結果、六価クロムと井戸水の弗素はいずれも基準値以下だったが、土壌の弗素は基準値の3倍弱だったということで、現在、土壌中の重金属などの検査中であり、成

分の結果が出ていません。委員会の中では、一時転用について、砂利採取業者の埋め戻し土について検査結果の公表等の意見がありました。現時点では地権者の協力が必要であり、今後関係機関の連絡をとり、検査結果を早く公表できるようお願いをいたしました次第でございます。

以上、委員会の報告を終わります。

日程第3 議案第36号から日程第5 議案第38号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第3、議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第36号から議案第38号までについては、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、非課税範囲の規定中、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得額が125万円以下の者に対する個人住民税非課税措置を廃止するものであり、経過措置はあるものの、平成20年度には減額廃止となるため反対意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長（白木 健君）

議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

先ほど報告のありました本巢市税条例の一部の改正をすることによって、特に年齢65歳以上の者の非課税範囲が削除されるということで、これは負担増につながってくると。高齢化社会を迎える

に当たって、こういう制度を残しておくべきではないかと考えるわけで、そういう点での改正は改悪につながるということで反対をいたします。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第39号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第6、議案第39号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第39号については、環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

先ほど報告したとおり、常任委員会におきまして、議案第39号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についての検討を行いました。条例内の整合性を図るということで、適切な改正であるということで、全会一致で採択せよということを決断いたしましたことを御報告いたします。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第39号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第41号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第7、議案第41号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

市民環境部長（島田克広君）

質疑の前に、補正予算に関係した部分で少し補足説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（白木 健君）

はい、どうぞ。

市民環境部長（島田克広君）

それでは、お手元にお配りをしてあります山口地区ゲートボール場の位置図でございますけれども、先般の15日の全員協議会において説明をすべきところでありましたけれども、こちらの不手際でありまして、きょうこの部分について少し説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

国道 157号線の本巢トンネル入り口東側がストックヤードの建設予定地でございます。ゲートボール場の予定地としましては、ちょうど国道から西に位置しまして、山口集落の真ん中あたりになります。所在地としましては、山口字市場 559番1でございます。地目は畑で、面積が 665平米ということでございます。

以上、よろしくをお願いします。

議長（白木 健君）

日程第7、議案第41号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題としておりますが、ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

2点ほどお尋ねをいたします。

第1点は、補正予算書の5ページに債務負担行為の補正が9億円組まれております。これは、土地開発公社に対する貸付金の債務保証ということでございますので、都築紡跡地の購入が目標とさ

れているというふうに考えます。そこで、市がこの跡地を買い戻す際には、個々の事業について議会にきちんと諮っていただきまして、同意を得てから買い戻すということについて、市の態度をお聞きしたいと思います。

もう一つは、ただいま御説明がございました山口地区のゲートボール場ですが、先般の説明ですと、山口地内の公民館の建設はいつになるかわからないということでしたが、そういう状況の中で、今すぐこの土地を買ってゲートボール場として使うことが必要なのかどうかということについて、もう一度見解をお尋ねいたします。以上です。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

都築紡績工場跡地を開発公社で買っていただきまして市が買い戻す場合には、当然、上物が市の施設ということになりますし、それに関連して買い戻すということになりますので、議会の議決をいただきながら進めてまいるとい形になりますので、よろしくをお願いします。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（島田克広君）

お答えします。

その部分につきましては、先般の全員協議会でもるる御説明を申し上げましたように、今年度中の買収に応じていただけるということですので、今回の補正予算でお願いをしたというものでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

では、第1点目についてですが、ぜひ議決の前に議員の皆さんに十分諮っていただきまして、内容についてはまだいろいろ御意見の相違もあるように聞いておりますので、個々の事業については、十分合意を図っていただいてから進めていただきたいということを特にお願いしておきます。

それから2点目につきまして、これは教育委員会関係で予算が組まれておりますね。そうすると、ゲートボール場として購入をされますので、管理は教育委員会がやられるんだと思うんですが、当面は、どういう形で使用をされますか、その点についてだけお尋ねいたします。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（島田克広君）

建設後の管理につきましては、教育委員会の方で管理をすることになりますけれども、私どもの方が関連をしてございます。市が管理をしていくということになります。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

市が管理するのは当たり前なんですが、どこの部署で管理していただくかということで、予算が教育委員会に組んであるので、教育委員会ではないのですかというふうにお聞きしました。それで、ゲートボール場として管理するんでしたら、きちんと整地をしてゲートボールができるようにしなければいけないし、そうじゃないんでしたら、どういう形で管理されるのか、ちょっと不安がありますのでお尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

島田環境部長。

市民環境部長（島田克広君）

ゲートボール場としての整備につきましては、今年度は用地買収を計画しておりまして、その後において、来年度になると思いますけれども、最低限の費用で整備を図っていきたいというふうに考えております。

議長（白木 健君）

三島君、よろしいか。

48番（三島智恵子君）

ちょっとよくわからない御説明なんですが、全員協議会の際の説明とは若干中身が違うような気がいたしますので、休憩をとってもらってもいいし、市長から見解を述べていただいてもいいんですが、ちょっとそういう形では納得できかねるんですが。

議長（白木 健君）

内部の問題でございますので、ちょっと休憩させていただいて調整します。

暫時休憩します。

午前9時35分 休憩

午前9時48分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をいたします。

島田市民環境部長の方から回答いたします。

市民環境部長（島田克広君）

大変申しわけございませんでした。

管理につきましては、地元は無償貸与の後、地元管理というふうでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

それじゃあ確認ですが、先ほど2回目にお答えいただいた、次の年にお金をかけて整備するというのは取り消しですね。

市民環境部長（島田克広君）

はい、そのとおりです。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、どうぞ。

46番（鵜飼静雄君）

1点お伺いいたします。

国庫委託金で、幼児教育の調査・研究事業委託金が、文部科学省の指定を受けて今回予算化をされています。御承知のとおり、今、文部科学省、厚生労働省、両省で乳幼児教育のあり方についてのモデル事業を始めています。そういう中で、この幼児教育のあり方に関する調査・研究をやられるということになるわけですが、今申し上げたモデル事業との絡みというのはどういうふうになっていくのでしょうか。今、一方で国の段階でそうしたモデル、あるいは新しい方向を探ろうとしている中で、この本巢市においてそれと全く違った方向に行くということは現実的には難しいと思うんですね。そのあたりの整合性はどういうふうにかえたらいいのか、文部科学省の方からどのような内容でその指定がなされてきているのか、そういった点についてまずお伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

はい、教育長。

教育長（高橋茂徳君）

お答えします。

初等中等教育の方でございますけれども、趣旨は、地域における幼児に関するさまざまな課題に対応するために、新しい幼児教育のあり方のモデルの構築を目指し、地域の関係機関、団体との連携、外部資源の活用などにより、幼児教育の課題に対応した体制の構築に関する研究・調査を行うと。そういう趣旨に基づいて、本市におきましても対応していきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

今、新しいモデルの構築、体制の構築というふうに言われました。

体制の構築というのが、今この本巢市において二つの体制で乳幼児の教育・保育というのがやられています。それをどうしていくかということが、今年度中の本巢市にとっても非常に大きな課題になっているわけですが、先ほど申し上げたように、それを本巢市として検討をしていくのと同時並行的に国の方でモデル事業をやられて、18年度にその方向性が出されるかもしれませんが、だから、国がやっていることとの整合性がこれでとれていくのか。本巢市独自で新しい体制づくりを、あるいは体制づくりの方向を研究し、方向性を出したときに、国の方向と違うとまたいろいろもめることがありますわね。その辺のそごが生じるということはないんでしょうか。

議長（白木 健君）

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

国の方も幼稚園と保育園の連携の推進の構築等の内容のことも含まれておりますので、検討をした中で考えていきたいというふうに思っています。だから、議員さんがおっしゃる食い違ふとかということはないというふうに考えています。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

念のために確認だけしておきますけれども、先ほど申し上げた厚生労働省、文部科学省のモデルに本巢市は手を挙げたけれども外れましたね。川島のある幼稚園でしたか、保育園がそれに指定されたというふうに聞いておりますけれども、それには外れたけれども、基本的にはそれと同じ方向のモデル指定を受けたというふうに考えておけばいいわけでしょうか。

議長（白木 健君）

はい、高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

議員御指摘のとおり、あの事業は手を挙げましたけれども外れました。しかし、内容的に一緒であるというふうにはとらえておりません。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

先ほど質問されました債務負担行為の補正について、再度助役の見解をお聞きしたいと思います。

予算計画の変更をするのに、土地開発公社の借入れが新たに発生することになります。このこ

とについては、私は疑問に思っておりますが、理事長である助役の考えはどのようであるか、お聞きしたいと思います。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

この本議会で債務負担行為に基づく債務保証をいただいた上で、買い上げの申し入れを公社が受けるということにつきましては十二分に御説明をさせていただいたと思うんですが、ただいま議員御質問の内容でございますけれども、御質問の趣旨は、公社がその依頼を受けて借り入れをするについて公社はどう考えるのかと、こういうことでございますか。

当然のことながら、公社におきましては、御承知のとおり、依頼を受けた後におきまして理事会を開催をして、その是非についての議論を当然のことながらさせていただきます。したがって、その理事会の合意事項に基づくことで公社としては判断をし、合意がいただけるという、これからは、今度私は理事長の立場で申し上げることになりますが、公社の理事会として金融機関から利息付きの借り入れをし、それでもって当該土地を買い上げていくと、こういうことになるのかと思います。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、5番 国井君。

5番（国井 博君）

歳出の17ページでお願いしたいんですけど、消防費の災害対策諸経費 107万 6,000円予算を組んでありますけど、この間、全協の方で説明いただいたときには、市内を二分した洪水ハザードマップに変更することにより 170万 6,000円ふえるということになっておりますけど、私の見解では、多少扱いにくいということはあるかもわかりませんが、こういうものに対しては、二分するより一括して見た方が防災マップとして活用できるんじゃないかと思うんですが、170万 6,000円というのが2分割することによって増額になるという見解を、その2分割にした理由をもう一度お聞かせください。

議長（白木 健君）

土川総務部長。

総務部長（土川 隆君）

洪水ハザードマップの作成につきましては、新年度予算で計上いたしまして、現在進めておるところでございますが、県との協議の中で、今年度16市町が洪水ハザードマップを作成する予定のため、今後作成することについてのモデルマップを、本巢市と下呂市がつくるということで県との調整を行っております。そうした中、県からの指導によりまして、本巢市については2分割した方がいいんじゃないかといった御提案がございましたので、今後そういったことで進めていきたいとい

うことでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

はい、国井君。

5番（国井 博君）

今言われたように県の指導ということでございますが、私の見解としましては、2分割より一括して上から下まで見れて、そしてどこら辺に災害がある、それからここら辺はちょっと危ないぞというようなことが、一括した方がよくわかるんじゃないかと思うんですけど、県の指導ということでございますが、そこら辺ももう一度よく御検討されるようお願いしておきます。

議長（白木 健君）

土川総務部長。

総務部長（土川 隆君）

御承知のように、本巢市は南北が長いと、また地域も平たん部と山間部ということで、そういった地形の条件も違いますので、そういったこともあわせて県の方から分割した方がいいんじゃないかといった指導をいただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

考え方も含めてお伺いしたいと思うんですが、まず16ページの土木費の公園費で、節の需用費で修繕料が150万ほど組まれております。全協のときの説明の資料では、公園遊具及び街灯等に係る修繕料の増額という形になっております。6月の段階でこの増額が出てくるということは、緊急を要する修繕費がふえてきた形になってきているんだらうというふうに理解をします。緊急を要する修繕費というのは、何も公園だけではなくていろんな場所で起きてくる可能性が出てくるわけです。ところが、予算がないために補正を待たなければ物事が進まない場合があるわけです。たまたまこれは150万という金額が出てきておりますけれども、現実にこの公園費の中で150万、この金額を今回上げなければすぐ工事ができないという現況に陥っているのかどうか、あるいは今も公園を使用不能にしてあって、この修繕料を待ってやられようとしておるのかどうか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

服部部長。

産業建設部長（服部次男君）

ただいまの御質問でございますが、公園はやはり安全確保が大事だというふうに思っております。そういう中で、議員が申されますように、4月から公園条例に入れて、真正の2公園ですけれ

ども、私どもで管理することとなっております。その中で、今まで遊具で危険なものがございまして使用禁止になっておりました。そのものを今回直していきたいということで、6月の補正でお願いするものでございます。そういうことでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

多分そういうお答えであろうというふうに思っています。

予算全般的における、どの視点における修繕費用にかかわってくる考え方で、今、建設部長の答弁のとおりでの施行の仕方ですね、執行部は。いわゆる修繕費がなかったら閉鎖してでもいいから、次の補正予算を待つまで使用禁止にしながら物事を進めていくというやり方を今後ともやっていけるのか、あるいはその修繕は緊急性を踏まえて、ほかのところを流用しながらでも先に修繕をかけていく形での運用をされていくおつもりなのか、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

市長が答えると次に修正がきかなくなるので、助役さんにお答えをいただければいいかと思いますが。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

大変すみません、内輪話をしておりまして。正しい答弁をしないかんとおっしゃったので、少しお時間をいただきました。

実は、議員の御指摘の部分は、その危険性があるものについては当初予算で対応をしていくべきではないのかと、その段階ではどうだったのかというようなことも含めて、市の姿勢を問われておられるのかというふうに思います。

先ほど部長も申し上げましたように、この二つの公園の管理が市の方へ移ってきたことに伴いまして、今回補正で使用中止の遊具等の補修をするものでございまして、そういうことでございますから、補正で対応せざるを得なかったということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

私が質問した趣旨は、この補正予算と同じような扱いでなければ今後の修繕工事は扱っていかないのかどうかということ、例えばあした壊れたとします、公園、あるいはいろんな施設が。そうしたら、修繕費用がないので、仮にでも段ボールを張ってガラスの補修をしておいて9月の補正まで待つという対応をされるのか、こういう緊急の場合には、補正を待たずして流用などをかけてや

っていくおつもりがあるのか、事態によっては、ということをお伺いしているわけでございますので、よろしいでしょうか。そういうことのお答えをいただきたいということです。

議長（白木 健君）

はい、高木助役。

助役（高木 巧君）

質問の御趣旨をちょっと取り違えておりました。

当然のことながら、緊急性のあるものにつきましては、予備費で対応するなりの緊急性を配慮した対応というものも当然考えていかなければならないというふうに思っております。この件につきましてはそういうことでございますし、とにかく遊具を使用することに伴います事故の発生というのは、当然のことながら、最大、我々公園管理する立場の者として注意しなければならないということでございますので、その点御理解をいただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

ほかのことですか。ほかのことならいいですよ。

35番（高橋秀和君）

要望だけしておきます。

なぜこういうことを申し上げるかといいますと、施設の中で、施設の扉とかガラスとかいろんな施設管理をしている管理者、公務がいろんな各部署にわたります。そうすると、今これは公園の遊具の形になっていますけど、扉とか、あるいは窓とか、出入り口が壊れた場合の緊急性の修繕をしないと、物品の盗難とか、そういうことを受ける可能な状況のときがあります。そういったことを踏まえると、現場が緊急と認めたような修繕必要箇所については、やっぱり総務なら総務へ上げる、そういった組織的な流れが必要だろうということがございます。そういったことをきちんとそれぞれ部課、あるいは施設管理部署にまできちんと徹底をしていただいて、緊急を要するような修繕については、遅滞なく上へ上げてくるような組織体系にさせていただくことだけは要望をしておきます。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

本業市の財政を健全に維持していくために反対討論をさせていただきます。

今回の補正予算には、本巢市土地開発公社が金融機関から借り入れする借入金に対する債務保証として、債務負担行為9億円の補正計上がされております。この目的は土地購入であり、2万坪の土地の購入については、私は去る3月の議会、17年度予算その他、きのうも一般質問で不要不急の土地を土地開発公社で買うのは延期すべきでないかと質問してきたところであります。

土地開発公社の存在意義は、かつての高度成長時代に土地価格が右肩上がり、目的の土地を取得することが非常に困難であったため、あるいは年々上昇する土地価格に対応するため、目的の土地を早目に取得する必要がある、この手段として土地開発公社が役立ったものであります。現在、県を初め各地方自治体にある土地開発公社は、保有する土地の価格の値下がり、あるいは土地の活用ができずにいます。一方、大きな負債を抱え、各地方自治体の大きな負担になっている例が方々で聞かれております。

過去10数年、土地価格は下落を続けており、今後も産業立地の減少、人口の減少、グローバル化による経済力の平準化等により、土地価格の下落傾向の継続は転換できないものと私は考えております。このような現時点で、土地開発公社を利用し、土地購入計画を持つ財政計画が正当な判断であるとは私は考えません。県補助金の交付が得られなかったこと自体が不要不急の土地購入であるあかしであります。不要不急の土地購入のために土地開発公社を利用し、借金しての土地購入はこの際延期すべきであると確信し、今回補正予算の債務負担行為9億円の計上については、本巢市の将来のため強く反対するものであります。以上です。

議長（白木 健君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

それでは反対討論がありましたので、賛成討論を行いたいと思います。

今、反対討論の中で述べられております都築紡績の跡地利用の観点から、糸貫町議会からどう利用していくかという問題については、さんざん議論を尽くされてきております。こういった中で、2万坪を、今後本巢市の財政を使いながら、本巢市全体の中で考えながらどう運用していくかというこの課題が突きつけられているというふうに考えております。そうした中で、2万坪を当初予算と違った形での購入になったことは非常に残念ではありますが、有効利用をみんなで考えながら、有効活用も考えながら進めていくことは、本巢市の将来を担う大きな事業であるというふうに考えております。加えて、今回本巢地域のストックヤードの建設にかかわってくる、あるいは粗大ごみ等々の今後の活用にかかわってくる大きな前進とも言える用地取得の問題も、今回執行部の努力で上げられております。本巢市が合併して、これから2年、3年を迎えていく中で、各地域に残っておるさまざまな問題がまだまだありますけれども、そういったものを一つずつ解決しながら、新生本巢市を発展していく第一歩の今回の補正予算というふうに理解をしております。そういった意味で、今回の補正予算については賛成するものであります。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第41号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第42号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第8、議案第42号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第42号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第43号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第9、議案第43号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第43号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。お手元に配付してありますように、議案第44号から発議第6号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6までとして議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議案第44号から発議第6号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6までとして議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第44号及び追加日程第2 議案第45号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

追加日程第1、議案第44号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場建築工事）と追加日程第2、議案第45号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事）を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

ただいま議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第44号 工事請負契約締結についてでございます。

農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場建築工事の請負契約の締結についてでございますが、工事名は農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場建築工事で、工事場所は本巢市小柿地内でございます。去る6月20日に指名競争入札を行いまして、1億8,690万で落札されました。契約の相手方は、本巢市上真桑1550番地1、上村建設株式会社 代表取締役 上村聖二氏でございます。

次に、議案第45号 工事請負契約締結についてでございますが、これも農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事の請負契約についてでございます。工事名は農業集落排水

資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事でございます、工事場所は本巢市小柿地内でございます。建築工事と同様に、去る6月20日に指名競争入札を行いまして、5億8,695万円で落札されました。契約の相手方は、名古屋市西区あし原町86番地、東武産業株式会社 代表取締役 武馬玄氏でございます。

この議案2件につきましては、請負契約を締結するに当たりまして、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をいただこうとするものでございます。よろしく御審議をくださいまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

議案第44号並びに議案第45号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

今回の内容については、過去に全協の場で説明があった内容ではあると思います。ただ、今回のこの入札行為に至る議会に対する働きかけ、特に定例議会が開催をされておるという中で、この案件について、また所管の委員会ということになると産業建設になるんでしょうか。そういうところにこういう問題についての事前のお諮りがあったのかどうかということと、非常に金額的にも大きいし、現在、入札については、特に独占的な入札についていろいろな問題が起こっており、国自体も刑事告発をしなければならないような事態になっている。本巢市としてもそういう世間の情勢を受けて、こういう入札についてどういう行政としての検証なり、制度的な整備をしてきたのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

議長（白木 健君）

はい、高木助役。

助役（高木 巧君）

ただいま、2点につきまして御質問をいただきました。

入札に至るまでの間に、所管の常任委員会等への事前の説明を図ったのかという点がまず1点ございました。

この点につきましては、事業の内容につきましては、関係する常任委員会で事業の細部につきまして今まで御説明をしてきたわけですが、入札に至ります、例えば議員御指摘の部分は、それを一般競争入札にするとか、指名競争入札にするとか、そういうことではなくて、常任委員会にその入札の部分まで含めての説明をされたのかと、こういうふうな御質問でよろしいわけですか。

私どもといたしましては、事業の内容を議員の皆さん方に十分承知をしていただく、これについては、従来たびたび機会あるごとに説明をさせていただいてきたというふうに認識をいたしており

ます。入札に係ります部分、これは私ども執行部の方でどういう手法がいいのかというようなこと、その部分は私どもの守備する部分だと理解をしておりますので、入札に係りますその過程の話は、常任委員会等での説明はさせていただいておりません。

それから入札に当たりましては、事例として鋼鉄製の鉄橋の談合、これが国土交通省所管の部分で、確かに継続した捜査がなされておるといことは認識をいたしております。そんな中で、その談合問題というのは、従来この本議会の席でもたびたび議員の皆さん方と意見交換をさせていただいたところだと記憶しておりますが、行政といたしまして、制度についてどういった検討をしてきたのかというような御質問の趣旨であったかと思えます。

今回は、ここにお示しをしましており指名競争入札で、この最終処分場の建設工事につきましては、建築と機械設備と電気設備、この三つの分離発注のもとに入札を執行させていただいたと。議会承認をいただく1億5,000万以上の金額のものについて、本日2件、設備と建築を議会にお諮りをしておるといことでございます。質問の趣旨と若干違うかもしれませんが、とりあえずそういうことです。

それからもう1点でございますが、確かにここに書いてございますように、事業費の割合の中で機械が大きな部分を占めます。それで、全体としては大変大きな工事費でございますが、分割発注をさせていただいたという、まずそのあたりからちょっと説明をさせていただきますけれども、要するに、一括発注であれば1社が落札をされるということでございます。分割発注することによりまして、3社の落札受注があるということでございますが、そこで、ちょっと質問の趣旨よりも踏み込んだ答弁をさせていただくことになるかもしれませんが、まず大型工事を指名競争入札でしたことについての回答ということにさせていただきます。

まず、これは御承知のとおり、現在国を問わず、県を問わず、またこの市の中におきましてもそうですが、建設業界に限らず大変厳しい経営をされておるといのは皆様御承知のとおりでございます。そんな中で、私どもといたしましては、従来からも申し上げておりますが、まず市内の業者さんに受注をしていただく機会を一つでも多くつくりたいというのが最大の願いでございます。次に、それをその近辺、もっと言いますと旧の郡内に本社等を構えていらっしゃる企業さんに元気になっていただきたいと。もう少し枠を広げれば県内ということでもって、従来金額の多寡にかかわらず、そういう精神で指名をさせていただいてまいっております。

そんな中で、この大型の工事を指名入札にした理由の一つが、そういう地元企業さん、その地元の中には県内企業も入りますが、こういったところの企業さんに元気になっていただきたい。その理由の一つには、こういった企業は地元雇用に対して大変貢献をさせていただいております。そういう理由もございますし、今回、機械設備が大変多いわけでございますが、この機械設備の業者の指名に当たりまして、県内に本社、支店、営業所を構えていらっしゃる業者さんで、経営審査の総合点数が一定の点数以上ある、また公共下水、あるいは農業集落排水、こういった事業実績があって良好な事業実績をお持ちの企業さんを洗い出しましたところ、7社あったということでございます。それから、この7社では10社以上の指名業者数に足りませんので、したがって、県外の業

者で経営審査点数も加味をしながら、農業集落排水事業の工事实績が県内で3回以上ある企業さんを選ばせていただきました。その企業数が6社であったということで、13社の指名競争入札の結果、当該企業さんが落札をされたという経緯がございます。

したがって、再度申し上げるようなことになりますが、市内の業者の厳しい経済情勢下での受注の機会に配慮したということ、さらには県内企業の受注機会を確保したということと、これほど大きな事業ですので、過去の事業実績で優良な工事の結果を期待をするということで、2回あるいは3回の実績を加味してきたと、こんなようなのが私どもの指名競争入札を採用した理由及び業者選定の過程でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

それで、この問題は一般質問等でも入札に関する質問がされています。当然その内容を受けた形での内容かという疑問の問題で、一つは予定価格は公表されてやられたかということですね。それが第1点と、それから今の説明の中で特に思いますのは、こういう機械関係は特殊な部門ですので、ある意味でいうと、非常に談合がやりやすい状態になってしまう。そういう中でどうやって公正な入札、入札の競争が妨害されないような制度にしていくかということが、一番私の質問の主意になるわけですが、その点で、今言った説明の中で、本当に十分適切な業者が選択される行為がされたか、そこが一番聞きたいところです。今の説明だと、そういう点で13社上げたけど中には辞退しているところがあるんですね。その辺もちょっと不思議に思うんですが、やはりこういう特殊なものを、言ってみれば、地方税法に基づいて効率的にやっていくということの一番大切な部分なので、その点が十分今回の入札に当たって吟味をされたのかということをもう一度お尋ねします。

一つは予定価格は公表したのかということと、今回のようなこういう特殊な部門の入札について、もっと広く、言ってみれば、値打ちに町が入札できる方法がとれないのかということをもう一度簡単に御答弁いただければ結構です。お願いします。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

2点につきましてお答えをいたします。

まず、予定価格公表の有無についてでございますが、これにつきましても、予定価格を公表をいたしまして入札参加をしていただきました。

それから、2点目の機械設備につきましては、特に特殊な業界等であるがゆえに談合がやりやすい環境にあるのではないかという部分についての御質問であったかと思いますが、まず機械設備というものにつきましては、確かに全国大手の方々も私どもが指名をさせていただいた中がございます。特に、先ほど申し上げましたのは、まず第1段階で選択をしました、地元に貢献をしていただ

いております企業の7社、それから、それでは業者数が足りませんので、したがって全国大手を選ばせていただいたわけですが、その全国大手の中でも事業実績が県内で3回以上あるということで指名をさせていただいたわけでございます。したがって、これは私どもとしては、その談合がやりやすい環境に指名競争入札自体があるのではないかと、一般競争入札はそういう弊害が少ないのではないかと、こういう御議論に発展をしていくわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、こういう経済情勢下でございますので、とにかく県内の企業さん、または県内に何らかの形で税金等の面で貢献をしていただけるような、県外に本社があり、なおかつ県内に支店、支社、営業所と、こういうところで指名をさせていただいたということでございますし、一般競争入札、指名競争入札の談合の話になりますと、既に御承知かと思いますが、県の警察本部、それから県の岐阜県立病院、ここにおきましては一般競争入札をやったんですけれども、なおかつ談合の情報が入って入札が一時中断をしたということございまして、私どもといたしましては、その談合ということにつきましての確たるそういったものが、私どもの今回とりました入札に際しましては入ってきておりませんし、適正な指名競争入札による県内、県外のそれぞれの企業さんの競争が当然なされたというふうに理解をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

3回目になりますのでこれで終わりますが、一つは、これは議運にかけられて、私も議運で論議をした一人なんです、ただ問題は、この定例会の日程もわかっておったはずですし、それからそれに関連する委員会の開催の日程もわかっていたはずですね。ですから、そういう場所にこういうような議題がなぜ出せなかったかと、それがちょっと疑問なんです。つまり、そういう場であれば、今私が質問しているような内容を時間をかけて、必要なら視察、あるいは調査をして論議ができたはずではないか。そういうものがきょうここへ出てきて、こういうせっぱ詰まった状態で採決をするということについて、それ自体が少し疑問に思うので、その辺の今回の議案提出の運びになった、行政側の日程がそんなふうにならざるを得たのかということをもう一遍お尋ねしたいということと、それから、我々等身大で考えると、例えば100万円ぐらいの車を買ったり、住宅を買うという場合は、非常に足を運んで本を見たり、あるいは今だとインターネットで調べたりして、自分が買う物品が適正なものなのかどうか、そして、その値段がどうなのかということは必ずやるんですね。今の助役の説明の中で、そういう点を努力して説明されているように見受けられるんですが、私だったらもう少しうまい買い方をするんだがなと。つまり、こういう特殊なものであれば、全国的にこういう自治体の導入に当たっての入札についてのいろんな調査をもっと広くやるのではないかと、そんなことを思いますので、その点についてもう一度、特に日程の調整が何でこんなふうにならざるを得たのか、説明がいただければありがたいです。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

それではお答えをいたします。

この真正地区の最終処理場の工事につきましては、現在工事が行われておりますのは土工の部分でございます。この土工を発注するに当たりましては、この本開議の場でも、またそれぞれ常任委員会の場でも十分に説明をさせていただいたと認識はしておりますが、昨年の6月の予算でもって工事費を予算化していただいたわけですが、その後、隣の市のある自治会さんとの協議が大変長引いて、それで実質3ヵ月以上の事業のおくれが出ております。しかし、その話もまとまりまして、御理解をいただいた上で土工工事に着手したわけでございます。

その時点で既に3ヵ月以上のおくれがあるところへもってまいりまして、今回一般競争入札を施行すれば、これでまた約1ヵ月から1ヵ月半のそのための日程が費やされることとなります。都合3ヵ月と1ヵ月半で4ヵ月半の事業のおくれが出てまいるわけですが、これは一般競争入札をするか、指名競争入札をするかの判断基準の一つとして、スケジュール上に少々私どもとしてはおくれを回復する、また国等と協議の中で事業年度が限られておりますので、その範囲内で鋭意事業の進捗を図りたいということでやってまいりました。

もう一つには、土工工事の矢板関係ですが、これが設計積算をさせていただいておる日数が当然のことながらでございます。一般競争入札を採用することによって、約一月から一月ちょっとの、先ほど申し上げました入札の延長が予測されるものですから、この土工工事との接点が少々その1ヵ月以上のずれが生じてまいりますので、そうなりますと、現在の土工の矢板に係る部分に新たな費用が生じてくるというようなこともありまして、それらもろもろの配慮のもとにこの事業を進めてまいっておりますので、そのスケジュール的に、この事業につきましても大変タイトな期間で作業をせざるを得なかったということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほどの答弁ともダブる部分が出てまいりますが、物品を購入するに当たっては、当然いろんな情報を収集する中で、最も安価な低廉な事業費でもって事業を推進する、また物品を取得する。これは当然のことございまして、そういう中で、私どもといたしましては、全国規模の企業さんも6社入っていただいて、県内の企業さん、県内を地場に活躍していただいておる企業さん、こういったところとの相互の競争をお願いをしたということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

本件について、今質疑がございました。そうした内容も含めて、今回のこの議案について問題だと私が思っておりますのは、一つは助役の方から答弁がありませんでしたけれども、なぜ事前の状況報告等ができなかったのかということについて、結果的に言えば、この1億8,700万、5億8,700万という多額の契約をきょう提出して、すぐ採決せよということを行っているわけですね。そういうやり方が、本来議会を軽視するものではないかというふうに私は言わざるを得ません。これだけのものが本当に適正に入札され、契約されていくというふうに理解していいのかどうか、そうした判断をする時間というのは当然議員には与えられるべきで、今出して、さあ採決というのは全く本来の筋から外れているというふうに言わざるを得ません。まず第1点、そのことが問題だというふうに思います。

二つ目は、今、御承知のとおり、全国的に橋梁をめぐる談合が大問題になっております。談合によって何が問題かという、国民の血税が談合によって高くつり上げられている。いわゆる落札率が非常に高くなっているということが問題の一つであります。先ほどもらったばかりですので、急遽計算をいたしますと、処理場の建築の方ですが、最下位の方でいいますと予定価格に対して99.5%の入札、落札した業者が97.3%、97.3%の落札率であります。機械設備の方は94.4%。これは、今問題になっております橋梁談合の高どまりになっている、その数字とほぼ一致するんじゃないですか。そうすれば、これが本当に全く談合なしで適正に入札をされた結果の数字とはとても考えられません。先ほどあったように、予定価格の事前公表をされ、事前公表をされるということは、私も前から言っておりましたのでされるのは結構なんです、事前公表というのはもろ刃の剣でして、予定価格を知った業者が寄って談合すれば高どまりになるんですね。そういったことを防ぐために自治体もいろんな努力をしている。ある自治体では一定の落札率を決めて、それを上回るころはもう談合をしているというふうにみなすということで、断固とした措置をとっているところもあります。私はそういったことも含めてやっていかないと、今回のような97.3%というようなとんでもない落札率が出てくる。これを見る限りは、少なくとも私は談合しているというふうに判断せざるを得ない。それが今の橋梁談合をめぐる国民の認識になってきたという点だろうというふうに私は思っておりますので、今回の議案についてはとても認めることはできないというふうに考えています。よって反対をいたします。以上です。

議長（白木 健君）

次、賛成者ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、16番 若原君。

16番（若原敏郎君）

真正地区の早期にわたる事業で、工程的にも決まっているというところもありまして、今助役の慎重に入札されているという説明もございました。それで、県内の幅広い事業者を指名されて、また慎重にされているという説明も聞きましたので、私は適正と思い、賛成いたします。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第44号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場建築工事）は、原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第45号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

三島君。

48番（三島智恵子君）

真正地域の下水道事業で懸案となっております、大変早くやっていただきたいという気持ちはございますが、さきの議案と同じように、この入札結果を見ても、一番安い業者、落札者で94%の落札率、一番高い株式会社クボタ中部支社では99.15%です。予定価格の事前公表をしながら、それに近い金額を入れるということは、本当に仕事を取るという気があったかどうか、非常

に疑問に思うところです。さきの議案の件と同じように、やはり談合があったのではないかということが十分推測される結果になっておりますので、賛成はできませんので反対をいたします。

議長（白木 健君）

次に、賛成者ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、瀬川君。

17番（瀬川治男君）

先ほどの44号と同じことで、真正地域の下水処理場の機械設備工事ということで出ております。先ほども同じことがございましたけれども、高木助役からる説明がございまして、いろいろ工期的な問題、発注時期の問題なんかもあったと思いますが、そういったことで行われ、業者選定も吟味されて行われてこのような結果が出たということでございますので、賛成をいたします。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第45号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事）は、原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時5分から再開をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をいたします。

追加日程第3 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

追加日程第3、発議第3号 本巢市農業委員会委員の選任による委員の推薦についてを議題といたします。

発議第3号の審議に入る前に、林 和治君と小澤菊治郎君の退席を求めます。

〔32番 林 和治君、21番 小澤菊治郎君退場〕

本案について、提案者の説明を求めます。

提案者 瀬古孝雄君。

45番（瀬古孝雄君）

お手元に配付されています発議第3号 本巣市農業委員会委員の選任による委員の推薦についての提案説明を行います。

本議案は、平成17年7月19日付で本巣市農業委員会選挙による委員が任期満了となることに伴い、議会が推薦した選任による委員である村瀬明義委員、大熊和久子委員についても同日までの任期であるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号の規定に基づき、別紙の4名を推薦するものであります。御本人の同意を得ておりますので申し添えておきます。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第3号 本巣市農業委員会委員の選任による委員の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

林君と小澤君の入場を求めます。

〔32番 林 和治君、21番 小澤菊治郎君入場・復席〕

ただいま本巣市農業委員会委員の選任による委員に推薦された林和治君、小澤菊治郎君に、推薦されたことを告知いたします。

追加日程第4 発議第4号及び追加日程第5 発議第5号（委員長報告・上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

追加日程第4、発議第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてと追加日程第5、発議第5号 地方議会制度の充実強化に関する意見書についてを一括議題といたします。

発議第4号と発議第5号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

発議第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書については、一部修正との意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

発議第5号 地方議会制度の充実強化に関する意見書については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長（白木 健君）

発議第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてを議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

提案者 小川幸雄君。

24番（小川幸雄君）

発議第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書につきまして、私以下5名をもって発案をいたします。白木議長に発案いたしますので、よろしく願いをいたします。

お配りしてございますが、一々これを読んでおりますと非常に長いわけですから、概略の要点説明ということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

三位一体の改革につきましては、昨年8月、地方六団体の総意として、国庫補助負担金等に関する改革案を小泉内閣総理大臣に提出、以降8回に及ぶ国と地方の協議の場等を経て、昨年11月、平成17年度及び平成18年度における三位一体の改革に関する全体像が政府において決定されました。しかしながら、この全体像においては、生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の事項について、平成17年度秋までに結論を得るとされ、なお多くの課題が先送りされています。現在これらの諸課題解決に向け、中央教育審議会義務教育特別部会等の関係機関において、地方六団体代表者を含めて協議を重ねているところであります。

政府においては、6月中旬、平成18年度政府予算に向けた基本方針と「骨太方針2005」を策定することとしておりますが、地方六団体といたしましては、あくまでも地方六団体改革案を踏まえたおおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現することが肝要と考えておりますので、平成18年度の三位一体の改革が、引き続き地方六団体改革案に沿った真の改革となるよう意見書を提出するものであります。よろしく御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

二、三点お伺いいたします。

一つは、先ほど総務委員長より報告がありましたように、委員会においては一部修正してはという意見があったということでございます。私は、こうした意見書というのは、可能な限り全会一致にする努力というのが必要だろうというふうに考えています。その上で最終的にどうしても一致できない場合はいろいろありますけれども、原則的にはそういう方向でやるべきだというふうに考えておりますが、その辺についてはどのような見解を持って提案をされているのかというのが一つです。

第2点は、地方六団体の改革案について、私はまだ不勉強ですので一部しかわかりません。提案された方は、この改革案を全面的にやれということをおっしゃるわけで、全面的に理解をされているだろうというふうに考えますが、例えば第3番目に、政府の改革案は地方六団体の改革案の一部しか実現していないと。今後もこの地方六団体の改革案を優先して実施せよというふうに書いてありますが、その中身というのは一体何のことなのかということをお説明していただくと判断しやすいというふうに理解しておりますが、いかがでしょうか。

議長（白木 健君）

はい、小川君。

24番（小川幸雄君）

委員会において否決された方がございますが、あとの人は全員賛成であるということで、当然結論を出すには賛成多数ということが必要でございますので、賛成多数で採択されました。

それから、また不十分であるという問題につきましては、例えば80%ぐらいしか17年度に調整していないということで、それはしょうがないということで、あとの20%については、18年度において検討するというようなことになっておりますが、そういう細かい意見等、やはり今後それぞれの目的があると思いますし、教育関係についてもまだ審議中であるというような問題がございますので、そこらの点を今後いろいろ検討していかなければならないということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

提案者といろいろやりとりするつもりはありませんけれども、2点目については、後で反対討論でまた申し上げますので置いておきますが、1番目については賛成多数だからやったと言われますけれども、物事によってはなるべく全体の合意を得るために、一部修正してでもやっていく方がいいという、そういった論議というのがなされて、今回やらなければならない問題でもないですし、次でも可能なわけですから、時間的な問題も含めてそうした努力というのは今後いろんな形でなされていくべきではないかというのが私の見解です。別に答弁はどちらでも結構ですが。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

はい、鶴飼君。

46番（鶴飼静雄君）

この意見書の中身を見ておまして、正直申し上げて五、六割賛成です。そうでない部分というのは、先ほど申し上げたように、地方六団体の提案していることがすべていいというふうには全く判断をしておりませんし、例えば義務教育費の国庫負担という問題が今大きな問題になっております。特に教育については、交通安全標語で「狭い日本、そんなに急いでどこへ行く」というのがありますけれども、そういった狭い日本において、教育が日本じゅうどこへ行っても均等な、そして充実した教育が受けられるということを保障していくためには、それはやはり国の責任で行うべきものだというふうに考えています。それが一般財源化され、地方に移されるということになれば、それぞれの地方の財政状況等によって、本来教育に使われるべきお金が違う方に使われるということが当然起こり得るわけで、そういったことを防ぐためにも、国の根幹である教育については国が責任を持つべきだというふうに理解をしています。

やっぱり一致する部分、そうでない部分というのがあるわけで、この中で、例えば5番目の地方交付税の制度、そういったものについては一致するわけですね。だから本来ならば、先ほど申し上げたように、一致点を見出して、全会一致ということで意見書を出すというのがより効果的だろうと思うし、本来の筋だろうというふうに考えています。そういったことが十分なされないまま今回提案されたということもあって、本案については反対をいたします。

議長（白木 健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議第5号 地方議会制度の充実強化に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

小川幸雄君。

24番（小川幸雄君）

発議第5号について御説明申し上げます。

私以下5名が発案しておりますので、これを白木議長に提出いたしますので、よろしくお願いたします。

これも手元にお配りしてございますが、長くなるといけませんので、概略だけ申し上げたいと思います。

現在、内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会において、地方議会のあり方について検討がなされております。地方分権の進展に伴って、市長の権限が強化される一方で、地方議会の権限は依然として手つかずの状態であります。市長の権限が強化され、また三位一体改革により税財政面における自主性が増すことに伴って、地方議会の監視機能や住民を取り巻く環境変化にいち早く対応できる体制づくりが急務であることから、第28次地方制度調査会に意見を述べてきました。地方制度調査会の議論の推移いかんで議会改革の方向性が決まることから、本年は地方議会にとって極めて重要な年となりますので、議会として政府等に意思表示していくことが必要と思われるので、意見書を提出するものであります。御賛同賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

まず申し上げておきますが、反対討論ではありません。本質的に賛成はいたしますが、私はこういった意見書なり、議会の改革を求めていくという中で、我々が本当に考えなければならないというのは、権限の拡大なり、議会の機構の改革を進めていく前提として、私、ちょっと憎まれ口を一つ申し上げたいと思いますが、例えば先ほどの請負契約の問題について、特に私が指摘したのは、きょう出してすぐ採決せよというのは全く議会を軽視したやり方だというふうに考えております。それはもう当たり前のことだと思うんですね。それでもなおかつ、唯々諾々としてみんな賛成をしていくというような状況の中で、議会が本当にみずからの機能をきちんと発揮して、住民自治、そして地方自治の本旨を守っていけるのかどうか不安を感じざるを得ません。そういった自戒も含めて、きちんと議会としての本来の使命を果たせるような決意を持って賛成をいたしていきたいと思っております。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

発議第5号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第5号 地方議会制度の充実強化に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程第6 発議第6号（委員長報告・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第6、発議第6号 岐阜県土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する規制強化に対する意見書についてを議題といたします。

発議第6号については、環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、本案についての提案者でもありますので、引き続き提案説明を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

それでは、常任委員会といたしまして、一般質問や、あるいはこの予算の審議等、報告の中で問題となっておりますフェロシルトの問題について論議がされました。そしてまた、特別委員会も開催をされたという経過を受けまして、私どもの常任委員会として、やはりこれは形として残していくべきではないかということと、現行の本巣市にある要綱の改変も含めて、きちんとした我々の姿勢を示すということと、意見書を出そうかという論議がされました。この論議の中では、やはり現在の要綱の中で、自治体、住民、そして業者の三者による協定というような問題も出ておりました、この意見書をつくっていく中でそういう論議もありました。そういう点も含めて、これからまた変えていかなければならない問題もありますが、委員会としては、お手元にありますような意見書を議会に付して、採択をお願いしたいということを決断いたしましたので御報告をいたします。

では、委員会として、お手元のような意見書を議会に付して御賛同いただくよう提案をさせていただきます。

岐阜県土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する規制強化に対する意見書（案）

岐阜県は木曾三川が貫流する素晴らしい自然環境に恵まれており、本巣市民は嘗々としてその自

然歴史環境に支えられ美しく豊かで快適な生活環境を享受してきた。

こうした三川がつくりだした自然条件により、郷土の地下に大量の川砂が埋蔵されている。それを建築資材などとして農地を中心に採掘がされているが、埋め戻しにあたり一部に土壤汚染をともなう処理が発生している。土地は空気、水などと同様に公共信託財産であり、土壤に影響を及ぼすものはすべて、有害な土壤変更を引き起こさないよう行動しなければならない。

土地所有は一時的であるが土地は永遠である。土壤汚染など不法行為に対しては、県民の機敏な情報の提供が不可欠であり、そのもとで県の強力な取り組みが求められる。

「廃棄物処理法」・「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」等の徹底遵守と「岐阜県土砂等埋立て等による土壤汚染及び災害の発生防止に関する条例」の制定が求められる。

よって次の事項を強化されるよう要望する。

記

1. 「岐阜県土砂等埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定にあたって汚染の未然防止や汚染の拡大防止など予防的視点を盛り込むこと。

2. 条例制定に当たっては、土壤汚染調査と汚染除去等の措置、汚染原因者、土地所有者の責任を明記すること。

3. 調査対象を工場・事業所に限定せず、廃棄物処分場等の土壤汚染のある全ての土地とし、廃止時のみならず土地改変時操業中の工場、事業所にも調査を義務づけること。

4. 県知事の調査・配置命令について、市長、住民の申し入れる権利を明記すること。

5. 調査結果や配置内容を全て住民に公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月24日

本巣市議会議長 白木 健

岐阜県知事 古田 肇様

以上のような意見書でございます。

この意見書の主に想起したのは、千葉県の同等の条例がございますが、調べてみると、千葉県というのは日本全国の中で一番汚染が多い場所です。そういう場所だからこういう条例が先駆的につくられている、我々としては他山の石とすべきだということと、この意見書の中にはドイツ連邦土壤保護法の文案も引用しておりますが、やはり世界的な規模でこういう問題が起こっておりますので、一地方だけの問題ではなく、地方的な問題が世界にも波及するという意味を込めて、この意見書の提案をさせていただきました。よろしく御審議いただき、採択賜りますようお願いをいたします。

議長（白木 健君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

内容的には賛同をいたしますが、文章の問題として少し訂正をしていただいた方がよりいいだろうと思いますので、その点を申し上げて見解をお伺いしたいと思います。

条例の制定が求められるということで、現在条例がないという状態だという認識の上に立って、1番で条例制定に当たって云々となっておりますけれども、条例がないわけですから、1番としては条例を制定することというふうにいたしまして、その後の汚染の未然防止云々については2番で、条例の制定に当たっては汚染の未然防止や汚染の拡大防止など予防的視点を盛り込むこと。

土壤汚染調査等云々ということでもつなげていけば、整合性がとれるのではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

議長（白木 健君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

御指摘ごもっともですが、1番目の御質問の制定することということについては、文章上のあやでこういう表現をとりましたが、御賛同いただければ、そういうことも事務局及び議長の名前で一部修正可能だということを含めて御論議いただきたいと思います。

それから2番目の問題につきましては、そういう箇条書きでどうだろうかという話ですので、これも文章を整理する上で必要な部分であると思いますので、私がこれを起草しましたが、頑迷にこれを固執するつもりはありませんので、そういう御意見も含めて、議長名で最終的なこの文章を完成していくということで御採択いただければありがたいと思います。

以上の御指摘の点については受けとめて変えていったらいいというふうに私は思います。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

私、大変勉強不足でございまして、千葉県の条例の条文は全く存じておりません。今、鵜飼議員からもお話がありましたが、私もこの文については反対するつもりはないんですが、この岐阜県土砂等埋立て等による土壤汚染及び災害発生防止に関する条例の制定が求められている、これはやっぱり仮称だろうと思うんですね。千葉県にそういった条例があれば、それを引用していくという条文をつけていただければいいんですが、やっぱり仮称という形でつけていただけていただかないと、こういう条文を改正するとかという話とか、あるいは今どこかで議論をされている中で

の条例案という話なら理解できるんですが、ないやつをこういう形の条文で出ていくのは、もう少し仮称なり、こういう形でどうだという案とかいう形をつけられてやられていけないのではないか。だから、この意見書を出すことについては非常に賛成をいたしますが、鵜飼議員からも指摘がありましたように、全くない条例案の制定を求めていくには、鵜飼議員指摘の記の前の3行目のところの文章も含めて、1番のところも、もう少し文章的な表現を十分考慮されて意見書を提出されることだけは求めたいというふうに思います。

議長（白木 健君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

ありがとうございます。

非常に思い込みの強い人間で、今御指摘のあった部分につきましては、これは公表されると、公的な文章だという点での御指摘だというふうに理解をいたします。その点であれば、当然現状の状況を反映した文案にしていくのが適当だろうという御意見だと思いますので、その点につきましては、本文の趣旨としては御理解いただいたという前提のもので、そいう字句修正を考えたいということで御理解いただければありがたいと思いますが、いかがですか。

議長（白木 健君）

おとといの新聞で、この問題については新聞でもうはっきりと報道しておりますから、堂々と私は物を言ってもいいと。意見書でございますから、直すようなところがございましたらまた相談しながら、文章でございますからいろいろあると思いますので、賢明な皆さん方でまた相談をしていただきながら直させていただきます。こんなことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございました。

質疑はほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

発議第6号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第6号 岐阜県土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する規制強化に対する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（白木 健君）

以上をもって、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成17年第2回本巢市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員